

## 「組織力」と「保育の質の向上」が子どもの命を守る

### ～知っておきたい乳幼児教育におけるリスクマネジメント

猪熊弘子（ジャーナリスト／名寄市立大学特命教授

明福寺ルンビニー学園幼稚園・ルンビニー保育園 副園長）

## 1. 幼児教育・保育でいちばん大切なことは、子どもの「いのち」を守ること

### (1) 「いのちを守る」とは？

- ・ 「養護」＝生命の保持＋情緒の安定 → 「一人一人の子ども」

### (2) 「養護」＝「生命の保持」＋「情緒の安定」 ⇒ 一人一人の子ども

#### ①保育所保育指針「養護」～「生命の保持」ねらい(4項目)

- ・ 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。（＊園児一人一人）
- ・ 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ・ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ・ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

#### ②「情緒の安定」ねらい(4項目)

- ・ 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ・ 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ・ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ・ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

⇒ 養護の精神に基づき、一人ひとりの違いを認め、ていねいに寄り添う教育が、安全のためには最も重要。「一人ひとり」への保育をいかに実践するか？

- 「教育を目的として出発した時でも、幼児事業であるからにはケヤーを放す事はできぬのである。」(倉橋惣三「学校教育法における幼稚園(一)」)
- 故・堀合文子先生(十文字幼稚園)の言葉～子ども主体の保育  
「のびのびしすぎてこの一線を越せば、放任になる。これより前に言えば阻止したことになる。この線—ここまでの、この世界というものが大事」(内田伸子編著『まごころの保育』)

## 2. 『死を招いた保育』について

2005年8月10日。埼玉県上尾市内の公立保育所。4歳男児が、園舎の中の「本棚」の下の引き戸の中に入り込んで、熱中症で死亡。午前中、プールに入る予定が小雨のため中止になり、近所にお散歩に行き帰ってきてから、子どもたちは保育室の中で「自由遊び」をしていた。給食の準備の際、お皿が1枚余ったことで、初めてYくんの不在に気付く。思い込みで園外を捜索したが見つからず、1時間半ほど経ってから本棚の下で発見。救急車を呼んだが死亡。

⇒「本棚」に入って遊んでいる子がいる、と知っていた保育士が8名もいた。

なぜ、その「危険」を取り除くことができなかったのか？

☆保育者同士の関係性、保護者同士の関係性、子ども同士の関係。子どもと保育者の関係。

「先生、ゆうとくんが大変だよ！」と教えてくれる子どもがいなかったのはなぜ？

### 3. 死亡事故・重大事故を防ぐために知っておきたい基礎知識

#### (1) 重大事故で失われる「命」と「信頼」

- ・ 子どもを亡くすこと＝この世で最も悲しい出来事
  - ・ 一度事故を起こすと、失われた園への信頼は、なかなか復活しない
- ⇒ 大切な子どもたちを守ること＝先生たちの人生と園を守ること

#### (2) 保育者は事故・ケガに「慣れてしまう」ことを意識しよう

##### ① 慣れているから大事故につながりそうな事故・ケガを見逃してしまいがち

- ・ 事故は「起こさないようにするもの」と考えることが必要。
- ・ いつも心に「危険」を察知する目を備える→瞬時の判断&先の見通し

##### ② 保護者に間違った対応をしてしまいがち

- ・ 保護者は事故に慣れていないことを認識して対応しよう。

#### (3) 子どもが重篤な状態になるまでわずか「4分」しかない

- ・ 「あと4分！」で何ができるか？ 救急車は何分で園に到着するか？

園内でタイマーをかけて実際に保育者だけでシミュレーション

- ・ もっと大切なのは「あと4分！」という状況にしないようにしていくこと

＝「事故を起こさない」ための取り組み(予防)に力を入れることが重要

#### (4) 園内では同じような事故が繰り返されている→ヒヤリハットを分析。

- ・ ヒヤリハットを出すことは悪いことではない！→たくさん出した方が良い。
- ・ 同じ子どもが、同じ場所で、繰り返しヒヤリハットを起こしている。
- ・ ヒヤリハットで「子ども理解」&保育の振り返りを！

#### (5) 良い保育・安全な保育の基本は、お掃除&整理整頓。

- 古くても整えられている。遊んでいる汚れ、使いやすさ重視の見た目の悪さ。
- 子どもが自分で取れる場所に置く。(年齢に応じて)
- × だらしなく散らかっている。遊んでいないから、汚れてもいない。

#### (6) 気になる…と思ったら、「ハード」と「ソフト」を変えてみる。

ヒヤリハットや小さな事故をさまざまな角度から分析して起きた理由を考える。

⇒「問題がある」と気付いたら、「ハード」と「ソフト」を変えてみる。

##### ①ハード＝環境、モノの形状、モノの置き方…などなど。

問題があるモノ、そのものを変える。

##### ②ソフト＝人のありかた。人の関わり方…など。

人間の関わり方、関係性など、人間ができることを変える。

#### (7) 死亡事故の典型的なパターンを知ることによって重篤な事故を避けることができる

最も気をつけたいのは「くうねるみずあそび」

＝寝ているとき、ご飯を食べているとき、水遊び

保育施設で最も危険な場面と年齢	
①睡眠中…	歳
②食事中…	歳(それ以上も)
③水遊び中…	歳以上

### 4. 安全な保育をするための具体的な方法

#### (1) ねる＝0～1歳＝睡眠中の事故

- ①必ず仰向けで寝かし付け、絶対に「うつぶせ」にしない。
- ②明るい部屋で寝かせる＝表情が見えるように。

- \*なぜ?①子どもの体調の急変に備えるため
- ②子どもの生活リズムを整えるため

- ③タイマーを使って呼吸チェックを確実に行う。
- ④寝具に気をつける →顔の周辺をふさぐもの、覆うものがないか。

\*預け始めの時期や、リスクの高い子どもに注意。「泣かせっぱなし」が危険!

(2) くう = 1 ~ 2 歳 (それ以上の年齢も) = 食事時の事故

- ①「食べること = 危険!」という共通認識を職員全体で持つこと。

\* 食べ物による窒息事故で、毎年 20 人以上の乳幼児が死亡している。



気管 食道



気管 食道

「喉」の仕組み

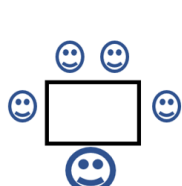
【気をつけたい食べもの】

- ・ ナッツ類 (気管に入ると水分で膨らみ、取り出しにくくなる)
- ・ あめ、キャンディタイプのチーズ、ポップコーン、せんべい、ベビーカステラ、ブドウ、プチトマト、りんご、たくあん、生のニンジン、セロリ、もち、白玉団子、うずらの卵、ちくわ、ソーセージ、魚肉ソーセージ、こんにやく、肉片
- ・ スーパーボール、小さなおもちゃ類

②子どもの嚥下発達、歯の状態を把握すること→保護者との情報「共有」を!

③きちんと飲み込んでいるかどうかをしっかりとみる。急いで食べさせない!

④その「お弁当」は安全ですか?→食材の安全について、保護者に伝える。



保育者から子ども全員の  
手元・口元が見えるテーブル配置  
(寺町作図)

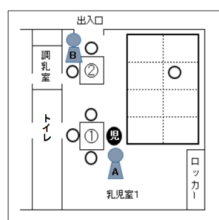


図2 食事開始時の様子  
福山市・検証報告書より

⑤アレルギーの危険性についても、保護者に十分注意喚起する。

除去食提供の方法

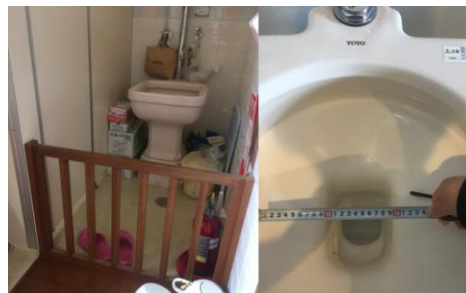
(3) みずあそび = 3 歳以上 = 水の事故

①10cmの深さの水でも、子どもは溺れる。→排水溝、トイレ、洗濯槽など

雨水樹掘大図



直径 30cm の蓋



②溺れるときには、静かに溺れる!! →静かに沈んでしまう



- ③プールには必ず「監視」する人をおく  
 →沈んでいる子がいないか監視し続ける。  
 ※消費者庁 プール遊びに関するマニュアルを守る
- ④子どもの体調、水の深さに注意。
- ⑤お泊まり保育など、園外保育での水遊びでは責任をもって「下見」を行う。
- (4) 園外保育（お散歩含む）の留意点＝3歳以上
- ①「下見」の重要性～十分に計画を立てて行うこと
  - ②「伝統の行事」でも、不安があれば中止する勇氣を持つ
  - ③園の周囲の状況に常に気を配る⇒園外保育の時に災害が起きたら？
- (5) 「治療に30日以上かかるケガ等」への対策
- ①どんなケガが多い？～1位骨折      2位      3位
  - ②どんな場面でケガをする？
    - ・1人で保育していたとき、あるいは担任以外の愛着の無い職員のと看
    - ・放置・放任していたとき→「自由保育」という名の放置・放任
    - ・子どもの発達や気持ちを無視した無理な「やらせる保育」をしていたとき。  
 →安全の面からも「子ども主体」の保育にしていく必要がある
- \* 子どもができないことはさせない～自分で上れない高いところに抱き上げて上らせてあげたりすることはケガをまねく。＝自分で出来るようになるまで待つ。
- (6) 必ず参照したいガイドライン・要領
- ★教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン  
 【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け（平成28年3月）  
 →自園での対応について再検討し、マニュアルを作るための資料として。
  - ★学校給食における食物アレルギー対応について（文科省サイト）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1355536.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm)
  - ★感染症対策（文科省サイト）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353635.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353635.htm)
  - ★幼保連携型認定こども園教育保育要領  
 第3章「健康および安全」3（2）事故防止及び安全対策  
 →「睡眠中・食事中・水あそび中」という具体的な危険について記載。  
アレルギー対応についても記載。

## 5. 最近の死亡事故・重大事故事例

(1) くう

(2) ねる

(3) みずあそび

(4) その他の場面

## 6. 新型コロナウイルス感染症と保育・子ども

(1) コロナ禍の中で特に気をつけたいこと

- ①情報リテラシー
- ②家庭への支援・虐待予防
- ③他職種との連携
- ④職員のメンタルヘルス

(2) 「伝えることが難しい」時代に

コロナは人と人との関係を絶つ病気←→保育者は人と人をつなぐ仕事

誰かと会えない、人とつながれない ⇒だからこそ意識して「伝える」努力を！

## 7. 「組織」が事故を引き起こす～職員が自ら考え、動くこと

(1) 組織の安全を考える「スイスチーズモデル」

- ・ 重大事故は、誰か1人がミスをしたから起こるわけではない＝組織の問題。
- ・ 1枚1枚のチーズが、保育の場面&一人ひとりの保育者。  
→「穴」の位置を変えることで、事故を防ぐ。

1人ひとりがほかの人とは違う「穴」を持つことも大切→みんなで防ぐ。

(2) コンプライアンス（法令遵守）とガバナンス（組織の正当な運営）の重要性

- ・ 職員が「自ら考える力」を奪われる→共有出来ない！→いざという時動けない！
- ・ 普段から、職員自らが考え、意見を言える職場であることが必要！  
→「あと4分！」とならないように、常に自ら考え、動き、行動する。

(3) 自園の「常識」を疑おう！…思い込み、怠慢、無視から死亡事故が起きる

- ・ 繰り返される「今まで何もなかったから、大丈夫だと思っていた」  
「まあ、いいか」「うちは大丈夫」「今まで大丈夫だった」→リセット！

## 6. 新しい時代の保育に、本当に必要なこと

①本当の「子ども主体」とは？～子どもの声を聞こう

「やらせる」ではない。でも「放任」ではない。「放置」でもない。

子どもの「やりたくない！」という主体性にも向き合う。

～強制・矯正ではなく、共生が大切なのでは？

保育者も一緒に育っていく。保育者も楽しい！

②子どもの権利を守る幼児教育

保育の中で「私は、子どもの権利を守っているかな？」と考える

『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト

～「子どもを尊重する保育」のために～』（全国保育士会のサイト内）

<http://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/checklist.pdf>

③必要なのは” Diversity” の考え方

多様性を大切にする幼児教育へ

### 第3章 健康及び安全

幼保連携型認定こども園における園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本となるものであり、第1章及び第2章の関連する事項と併せ、次に示す事項について適切に対応するものとする。その際、養護教諭や看護師、栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、学校医等と共に、これらの者がそれぞれの専門性を生かしながら、全職員が相互に連携し、組織的かつ適切な対応を行うことができるような体制整備や研修を行うことが必要である。

#### 第1 健康支援

##### 1 健康状態や発育及び発達の状態の把握

(1) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

(2) 保護者からの情報とともに、登園時及び在園時に園児の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、学校医と相談するなど適切な対応を図ること。

(3) 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

##### 2 健康増進

(1) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条の学校保健計画を作成する際は、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に位置づけるものとし、全ての職員がそのねらいや内容を踏まえ、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。

(2) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

##### 3 疾病等への対応

(1) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。

(2) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。

(3) アレルギー疾患を有する園児に関しては、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該幼保連携型認定こども園の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。

(4) 園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。

#### 第2 食育の推進

1 幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

2 園児が生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。

3 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画に基づき、食事の提供を含む食育の計画を

作成し、指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

4 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員等との関わりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。

5 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

6 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。

### 第3 環境及び衛生管理並びに安全管理

#### 1 環境及び衛生管理

(1) 認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定子ども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。

(2) 認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定子ども園の施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

#### 2 事故防止及び安全対策

(1) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

(3) 認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、事故の発生に備えるとともに施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施すること。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を行うこと。更に、園児の精神保健面における対応に留意すること。

### 第4 災害への備え

#### 1 施設・設備等の安全確保

(1) 認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害等の発生に備えるとともに、防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。

(2) 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

#### 2 災害発生時の対応体制及び避難への備え

(1) 火災や地震などの災害の発生に備え、認定子ども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領を作成する際には、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等の事項を盛り込むこと。

(2) 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。

(3) 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

#### 3 地域の関係機関等との連携

(1) 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

(2) 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

### 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

(1～4 中略)

#### 5 生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開すること。

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意すること。

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

エ 園児一人一人の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

(2) 園児一人一人が安定感をもって過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、くつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意すること。

ア 園児一人一人の置かれている状態や発達の過程などを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

イ 園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

ウ 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。

エ 園児一人一人の生活のリズム、発達の過程、在園時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事や休息がとれるようにすること。

#### 6 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であり、幼保連携型認定こども園の生活全体を通して健康や安全に関する管理や指導、食育の推進等に十分留意すること。